

財関第945号
平成25年8月30日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 宮内 豊

円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する取扱いについて等の
一部改正について

円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する取扱いについて（平成17年8月22日財関第1059号）及び電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成20年6月13日財関第678号）の一部を下記の通り改正し、平成25年9月1日（ただし下記第3については平成25年10月1日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する取扱いについての一部を次のように改正する。

- ・別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。
- ・別紙様式を別紙2に掲げるよう改める。

第2 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについての一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 玉軸受等に対して課する報復関税に関する取扱いについての一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。